令和2年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録 令和2年6月25日 令和 2 年 6 月 19 日 招集年月日 安芸太田町議会議事堂 招集の場所 矢立 孝彦 令和2年6月19日午前10時43分 議長 開閉会日 閉会 令和2年6月25日午後 0時51分 議長 矢立 孝彦 及び宣告 応(不応)招議員 議席 出席等 議席 出席等 氏 氏 名 名 番 号 番 号 の別 の別 及び出席並びに 大江厚子 7 佐々木 道則 欠席議員 1 \bigcirc 凡例 \bigcirc 2 \bigcirc 角田伸一 \blacksquare 島 清 8 ○出席 \bigcirc 平 \bigcirc 3 岡昭洋 9 佐々木美知夫 △ 欠席 豊 吉見 4 冨 永 茂 × 不応招 \bigcirc 10 \triangle 公 \bigcirc 中本正廣 5 末田健治 11 公務欠席 \bigcirc \bigcirc 6 宏 12 矢 立 孝 彦 津 田 11番 中本正廣 1番 大江厚子 会議録署名議員 職務のため議場に 河 野 事務局長 茂 書記 小田和子 出席した者の職氏名 橋本博明 育 二見吉康 町 長 教 長 地方自治法第 121 総務課長 長尾航治 病院事業管理者 平林直樹 条により説明のた め出席した者の職 総務課主幹 三井 税務課長 剛 沖 野 貴 宣 氏名 会計管理者 栗栖香織 上手佳也 住民生活課長 (会計課長) 加計支所長 児 玉 斉 児童育成課長 園 田 哲 也 兼加計支所住民生活課長 筒賀支所長 梅田幹二 衛生対策室長 田中博敏 兼筒賀支所住民生活課長 企 画 課 長 二見重幸 学校教育課長 児 玉 裕 子 企画課主幹 武藤克巳 生涯学習課長 金升龍也 福祉課長兼 地域づくり課長 瀬川善博 伊賀真一 健康づくり課長 安芸太田病院 武田雄二 菅 田 裕 二 建設課長 事務長 産業振興課長 栗 栖 浩 司 片山豊和 商工観光課長 別紙のとおり 議事日程 会議に付した事件 別紙のとおり 別紙のとおり 会議の経過

会議に付した事件

令和2年6月25日

	諸般の報告	
議案第 42 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	
議案第 43 号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について	
議案第 44 号	安芸太田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 及び安芸太田町手数料条例の一部改正について	
議案第 45 号	安芸太田町税条例の一部改正について	
議案第 46 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について	
議案第 47 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について	
議案第 48 号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車 (1.6m級) その1)	
議案第 49 号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車 (1.6m級) その2)	
議案第 50 号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車 (2.3m級))	
議案第 51 号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)	
議案第 52 号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)	
議案第 53 号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)	
議案第 54 号	町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	
議案第 55 号	工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒 賀地区)遠隔監視システム更新工事)	
陳情第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情	
発議第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	
	閉会中の継続審査について	
	閉会中の継続調査について	

令和2年第6回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程(第4号)

令和2年6月25日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第 2	議案第 42 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 3	議案第 43 号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
第 4	議案第 44 号	安芸太田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正について
第 5	議案第 45 号	安芸太田町税条例の一部改正について
第6	議案第 46 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第7	議案第 47 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
第8	議案第 48 号	財産の取得について(ホイールローダ除雪車(1.6m級) その1))
第9	議案第 49 号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車 (1.6m級) その2))
第 10	議案第 50 号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車 (2.3 m 級))
第 11	議案第 51 号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)
第 12	議案第 52 号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
第 13	議案第 53 号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)
第 14	議案第 54 号	町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定 について
第 15	議案第 55 号	工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地区)遠隔監視システム更新工事)
第 16	陳情第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情
第 17	発議第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第 18		閉会中の継続審査について
第 19		閉会中の継続調査について

令和2年第6回定例会 (令和2年6月25日) (開会 午前10時20分)

○矢立孝彦議長

おはようございます。ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告をいたします。町長から、お手元に配付のとおり、追加議案が送付されています。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 議案第42号

○矢立孝彦議長

日程第2、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。議 案の説明は先日、町長より行われていますが追加説明があれば受けます。企画課、二見課長。

○二見重幸企画課長

議案第 42 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。こちらにつきましては本年度、辺地対策事業債を財源といたしまして、修道せせらぎ文化センターの改修工事を行うため、次のページ、総合整備計画書のとおり定めようとするものでございます。総合整備計画書の概要を説明します。対象地域は修道辺地でございます。今回整備する内容は既存の修道せせらぎ文化センターにつきまして、修道小学校跡地の活用という観点も含めまして、元小学校グラウンド等の周辺施設と一体的に活用できるよう機能性や拠点性を高めるため、外部トイレの新設など行うものでございます。事業費は 900 万円としており、これは令和 2 年度当初予算で計上させていただいてるとこでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、冨永議員。

○冨永豊議員

ちょっと説明願いたいんですけど、まず辺地点数っていうのはどういう位置づけになっとるのかっていうことと、もう一つは公共施設のこれは、改修していくっていうことなんですけど、使用方法についても下のほうに述べられとるんだけど、これを見る限り、常駐者的なイメージをしとるのかな、どうなのかなっていうふうに思う。日常的には、どういった方がこれを管理されておられるのかっていうことをちょっと説明願いたい。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。辺地に関するご質問でございます。辺地の要件につきましては、当該地域の中心を含む、5キロ平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口を有し、かつ辺地点数が100点以上である地域という規定がございます。こちらにつきましては、年1回の辺地状況調査により、要件を満たせば認められるということになっとります。辺地点数といたしましては、地域の中心から駅、学校、医療機関、郵便局、市町村の事務所などの最短距離や地域における公共交通機関の運行回数などにより算定されたへんぴな程度を示す点数ということでございます。修道辺地につきましては173点ということで辺地の認定を受けとるとこでございます。以上でございます。

(○冨永豊議員)

(使用状況はどういうふうに今現在なってる。)

○矢立孝彦議長

地域づくり課、瀬川課長。

○瀬川善博地域づくり課長

今の修道せせらぎセンターの使用状況と言いますか、この施設につきましては、地元で管理されとります。この部分については年間4万円ほど業務委託として施錠であったり、利用方法であったりということで委託料として支払っております。中身につきましてですが、今修道せせらぎセンターにつきましては、ふれあいサロンであったり、100歳体操、そういったものの高齢者の集う場としての部分として今使用をされとるような状況でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

冨永議員。

○冨永豊議員

常駐者は居ないということですよね、それでこの173点というのはどういう位置付けかっていうのは、高いのか低いのかって考えた時に、安芸太田町全体で考えた時に、この173点というのは、他の地域で言うたらどういう地域に該当するのかというのを、ちょっと尋ねたんです。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。町内の辺地でございますが、全部で8地域ございます。その中で修道辺地につきましては、第3番目に点数が高い地域となっとります。(冨永議員:ちなみに一番は。)二郷辺地でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 42 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを起立により採決します。議案第 42 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については原案のとおり可決しました。

日程第3. 議案第43号

○矢立孝彦議長

日程第3、議案第43号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。追加説明があれば受けます。企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第 43 号でございます。こちらにつきましては本年度過疎対策事業債を財源として行う事業を現計画に追加をするものでございます。次のページの新旧対照表をご覧ください。まず1点目でございます。教育の振興の領域でございまして、学校教育関連施設において、学校ICT設備事業を追加するものでございます。具体的には小中学校の無線アクセスポイントの機能強化等を行うものです。国の公立学校情報通信ネットワーク、環境施設整備費補助金を活用し、その町負担部分を過疎対策事業債を充てるものとしております。2点目でございますが、地域文化の振興等の領域で過疎地域自治体特別事業、いわゆるソフト事業におきまして、文化財保護活用事業を追加するものです。具体的には三段峡に関する映像コンテンツの作成等を行うものです。国の文化資源活用事業補助金を活用し、町負担部分に過疎対策事業債を充てるものでございます。それから3番目の事業の追加につきましては、これはソフト事業一覧の再掲でございますので、文化財補助事業のソフト事業を一番下の枠に再掲として入れさせていただいております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、冨永議員。

○冨永豊議員

1点だけ教えていただきたい。ICTの通信機能の強化っていうことなんだけど、これ今 Wi-Fi がね、どの程度飛ばすっていうふうになっているのか、例えば学校、校庭ぐるみでなってるのか、単純に家庭で利用するような室内だけになっているのかっていうことで、できたら私で思うのは、できとるのかどうか分かりませんけど、校庭一面ぐらいは飛ばすようなものでいくらかかるのかなっていうものをちょっと教えていただければと。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課、児玉課長。

○児玉裕子学校教育課長

この無線ランの整備につきましては、当初予算ではお願いをしている部分なんですけれども、具体的には学校の体育館設備のほうに授業等でも活用、それからあと避難所としたときにも一般にそういう解放ができるかなという見込みを持ちましての無線ランの整備の内容となっております。先ほどおしゃっていただきました、校庭への開放のところについては、今現在、ちょっとそこでの活用、うちが今見込んでおりませんので、そこへの開放は、今はこの整備の中には入っていないところでございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○冨永豊議員

是非ですね、これから Wi-Fi ってのが拡大されるだろう思ってるんですね、コロナも含めて。当然、校庭ぐらいは網羅するような Wi-Fi でいくらぐらいかかるのかぐらいはちょっと確認してですね、それで検討していただきたいなっていうふうに思ってるんですね、以上です。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほど言われたような、校庭への拡充した今後の使い方については検討して参りたいと思います。ですが、学校で使う Wi-Fi はですね、例えば近隣住民の人が通常公衆無線の Wi-Fi のように使うようなことでは、セキュリティのこともありますので、ちょっとそのあたりとも含めた中で、今後そういった拡がった使い方が必要なのかどうか含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 43 号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更についてを起立により採決します。議案第 43 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

起立総員です。従って議案第 43 号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のと おり可決しました。

日程第4. 議案第44号

○矢立孝彦議長

日程第4、議案第44号、安芸太田町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正についてを議題とします。追加説明があれば受けます。総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

それでは議案第44号についての詳細説明をさせていただきます。先日町長からの説明ございましたとおり、通称、デジタル手続き法が公布されたことに伴う条例の改正でございます。このデジタル手続き法の公布により、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称、行政手続きオンライン化法と呼ばれておりますけれども、こちらが改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する法律、通称、デジタル行政推進法と言いますけれども、に題名が改められると共に、民間手続き等における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることとされております。このため、本町条例もこれに即した改正を行うものでございます。またこの法律、デジタル手続き法ですね、においてですね、マイナンバー通知書が廃止されることに伴いまして本町の手数料条例から通知書の再交付に関する項目を削除させていただくものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、冨永議員。

○冨永豊議員

ちょっと、申し訳ないですね、これ要するにね、デジタル機器なんか使ったときに手続きが要るものがあるのかどうなのかっていうことをちょっとお願いしたいですね。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

現状ではですね、実は電子申請関係のですね、図書等に関しましては、この従前申し上げておりました行政手続きオンライン化法という法の下で本町の条例も施行しておりました。他の市町で申しますと、この法律をまだ受けた条例を作っていないというような自治体もございまして、電子申請自体が、要はやってないというような市町村もございます。そうした中で、私どものところは既に電子申請については受けれる体制は作っております。今回は法に従いましてこの改正をするものでございますけれども、実際のところ申し上げますと、電子申請につきましては、ここ近年というか、基本的にあがってくるものはございません。あがってきているものはございません。今後におきましては例えば許認可のような申請に関しましても、電子申請が受けるということでですね、このあたりは当然ながらできる環境自体は整えておりますけれども、申請される側のほうがあまりされていないという実態もございます。ちょっと答えになってないかもしれませんが以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

私もちょっと、よく分からない部分なんですけど、先ほどマイナンバーの通知書の廃止ということも言われましたけど、一番最初にマイナンバーが設定されたときに全個人に来ましたよね、個々人のナンバーが。それがその、今度は例えば産まれてくる子どもとかいうのにはどうなるわけですか。通知書が来なくなる、という部分とそれからセキュリティの部分ですよね、きちんと確保されているのか、ちょっと具体的なことがよく分からないのでその辺をお願いします。

○矢立孝彦議長

住民生活課、上手課長。

○上手佳也住民生活課長

マイナンバー通知カードが廃止されて、今後新しくですね、そのマイナンバーを取得される方の通知の方法なんですけれども、個人番号通知書というのを送ります。ただこれが、これまでマイナンバー通知がマイナンバーを証明する書類として利用できたんですけど、これでは証明にすることができないので、証明書等をしていただく際はですね、マイナンバーカードを申請していただくか、あるいはマイナンバー入りの住民票をとっていただくということになります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。総務課長。

○長尾航治総務課長

セキュリティに関してはですね、非常に厳重に管理をしております。既に議員の皆様ご承知のとおり、 役場の基幹システムに関しましては一本化してですね、クラウドシステムというような形をとらせてい ただいておりまして、外部とのアクセスができないような形にしております。そういった意味では非常 にけんこなセキュリティをかけております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

この条例に特に関係してということではなくなるんですけど、マイナンバー制度については賛否両論、 今でもあると思うんですね、その昔からのそうせい番号制に反対という部分の流れの中で国が管理して 個々人をこういう形で管理するのはどうかいうのがあるんですが、今までは書かなかったら書かないで済んでた部分があるんですけど、それがもう、それではその申請なり、例えば所得税の確定申告なり、今回の給付金のようなことなりがそれではできなくなるっていうことにまで繋がるっていうことですかね。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

マイナンバーの記入をどの申請とか、そういったいろいろな申告とか、そういったところにどこまでその、今の私がですね、どこまで記入を求めているかというのを全て承知はしていないんですけれども、マイナンバー制度、そのセキュリティと言いますかそこら辺の部分につきましてはですね、番号自体で、そのなんて言うんでしょう、管理をしていくと、そういった部分ではございませんで、そのそれと情報を結び付けるという厳重な中でですね、管理された制度ですので、ご心配なく利用いただけるものというふうに考えております。ちょっと答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 44 号、安芸太田町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 44 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 44 号、安芸太田町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第45号

○矢立孝彦議長

日程第5、議案第45号、安芸太田町税条例の一部改正についてを議題とします。追加説明があれば受けます。税務課、沖野課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼します。議案第 45 号、安芸太田町税条例の一部改正について説明します。本議案は新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者等に対する軽減措置、特例措置となっております。徴収の猶予制度の特例について収入が 2割以上減少し、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで一年間徴収の猶予を認めるものです。固定資産税ですが、売り上げが減少した中小事業者などが所有する償却資産と事業用家屋に売上高の減少幅に応じて軽減措置を講ずるものです。それから先端設備など該当する設備投資への軽減措置について、その適応対象が一定の事業用家屋及び構築物へも拡大するものです。軽自動車税ですが、軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6ヵ月延長し、令和3年3月31日まで取得したものを対象とするものです。町民税ですが、住宅ローンの控除の適用要件の弾力化とイベントを中止などした主催者に対する払い戻し請求権を放棄したものへ寄付金控除を適用するものです。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、角田議員。

○角田伸一議員

この条例の施行にあたって、収入や売り上げの減少の確認の方法について説明を求めます。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。固定資産税についてですが、申請の前に減収を認めることを証する書類を作成する 必要があります。これについては認定経営改革等支援機関ですることになりますけれども、町内で言い ますと商工会しか該当がないと思われます。一般的に税理士みたいな資格を有するもののことと考えております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。4番、冨永議員。

○冨永豊議員

もう少し突っ込んで言われるんかと思ったんですけどね、要するにこういった方々の固定資産だけで限って言えばどのぐらいの予測を安芸太田町ぐらいでコロナに対してさほど影響がなかったことに関しても、間接的にはあるにしても、どのくらいの中小事業者さんが該当するというふうな見込みがあるのかどうなのかっていうところまでちょっと説明願えたらと思うんです。それを条件を出していく、はまるかどうかっていうのは商工会を通じてくるということなんですけど、だからそれはまた検証するのは行政機関で行うということでよろしいんですかね、前年度との比較で。そこらをちょっとご説明いただきたい。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。税務課の立場から申し上げます。固定資産税についてですが、売り上げが減少した中小企業者などが所有する償却資産と事業用家屋に売上高の減少幅に応じて軽減措置を講ずるものですが、町内の商店街を見てみますと、厳しい経営環境ではあるものの、例えば家屋について住宅の一部を店舗として営業されている場合が多いと思います。また償却資産についても既存の制度で150万円の免税点が設定されており、これ以下はかからないこととなっております。これを超える事業者は少ないのではないかと思っています。建設業も西日本豪雨被災地の災害復旧工事などで県内各地の現場で頑張っておられる話を耳にします。コロナによる売り上げの減少は少ないのではないかと思っています。影響が大きいのは、工場や多くの償却資産を所有する製造業やスキー場だと思っています。申請となれば多額の影響があると思っています。それで固定資産税については、そういった税理士のような資格を持った方の書類をつけて提出となるんですけれども、それ以外については自己申告のような、例えば徴収の猶予制度については自分で作成して提出するようなものになりますので、これは本人が税理士程度のことが必要ですので、そこの部分はこちらで補填していきたいと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

冨永議員。

○冨永豊議員

もうしわけない、もう少し。要するに最後は安芸太田町で考えたら工場があるにしても、スキー場っていうふうなイメージで言われたけど、特にスキー場をさされたから、それはスキー場が該当するだろうなっていう思いで言われたのかなっていうのを、それでいいんですかね。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

多くの工場とか償却資産を持っているものを考えてみますときに、そういった償却資産を多額に所有するのがスキー場とか製造業とか、工場のようなものだと考えております。減収のような話もよく耳にしますので、これが申請になりますと固定資産税に与える影響は多額になってくると考えております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 45 号、安芸太田町税条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 45 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第45号、安芸太田町税条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第46号

○矢立孝彦議長

日程第6、議案第46号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。追加 説明があれば受けます。税務課長。

○沖野貴官税務課長

議案第 46 号、安芸太田町健康保険税条例の一部改正について説明します。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる国民健康保険税の減免ですが、主たる生計維持者の事業収入などが 3 割以上減少する見込みの場合など一定の要件毎に保険税の全部または一部を減免する措置を講ずるものです。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 46 号、安芸太田町国民健康保険税 条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 46 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第46号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第47号

○矢立孝彦議長

日程第7、議案第47号、安芸太田町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。追加説明があれば受けます。健康づくり課長、伊賀課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

失礼します。それでは介護保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、昨年に引き続き低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化を図るために行うものです。今回改定となりますところは住民税が被保険者ご本人も非課税、さらには世帯全員も非課税の方を対象としており、仮算定の段階で3,094名のうち1,296名、約42%の方が該当となります。説明は以上です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

今、42%が該当というふうに言われましたが、その 42%の方に対して、引き下げというのはすごい 個々には助かるというか、と思うんですけど、町の介護保険としての財政的な面はその補填とかいうの はどうなるんでしょうか。

○矢立孝彦議長

健康づくり課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

軽減によって減額となりました保険料につきましては、国、県、そして市町が財政のほうで負担をいたします。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 47 号、安芸太田町介護保険条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 47 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 47 号、安芸太田町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第48号

○矢立孝彦議長

日程第8、議案第48号、財産の取得について、ホイールローダー除雪車1.6m級、その1を議題とします。追加説明があれば受けます。建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

失礼します。議案第 48 号、財産の取得につきまして説明をさせていただきます。議案をご覧ください。次のとおり財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。 1、財産の取得、ホイールローダー除雪車(1.6m級)その 1。 2、契約の方法、一般競争入札。取得金額 、599 万 5 千円。契約の相手方ですが、日本キャタピラー合同会社、広島営業所長、吉行隆徳となります。現在ではリース機を業者を貸与しておりましたが、国の交付金を活用させていただくことによりまして次の 49、50 号のリース金総額を合わせますと 240 万円のリース料が削減されることになっとります。長期的なコスト削減につながります。財源の内訳ですが、 3 台の合計とちょっと集計しかしてないんですけど、すみません、合計の 2,127 万 4 千円の財源内訳といたしまして、補助率 3 分の 2、1,418 万 2 千円、過疎債 700 万円、単独費を 9 万 2 千円を充てることといたしております。説明は以上です。単独費 9 万 2 千円です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 48 号、財産の取得について (ホイールローダー除雪車 (1.6m級) その 1) を起立により採決します。議案第 48 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第48号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車(1.6m級)その1)は原案のとおり可決しました。

<u>日程第9. 議案第49号</u>

○矢立孝彦議長

日程第9、議案第49号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車(1.6m級)その2)を議題とします。追加説明があれば受けます。建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼します。議案第 49 号、財産の取得について説明をさせていただきます。次のとおり財産の取得をしたいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。財産の取得、ホイールローダー除雪車、1.6m級、その 2。契約の方法、一般競争入札。取得金額、598 万 4 千円、契約の相手方、株式会社イトー、代表取締役、伊藤滋となります。財源の内訳につきましては、先ほどの説明と同じです。よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 49 号、財産の取得について (ホイールローダー除雪車 (1.6m級) その 2) を起立により採決します。議案第 49 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 49 号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車 (1.6m級) その 2) は原案のとおり可決しました。

日程第 10. 議案第 50 号

○矢立孝彦議長

日程第10、議案第50号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車(2.3m級))を議題とします。追加説明があれば受けます。建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。議案第 50 号、財産の取得について説明をさせていただきます。次のとおり 財産の取得をしたいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3条の規定により議会の議決を求めるものです。財産の取得、ホイールローダー除雪車 2.3m級。契約 の方法、一般競争入札。取得金額、929 万 5 千円。契約の相手方、日本キャタピラー合同会社、広島営 業所長、吉行隆徳、となります。財源の内訳等は先ほどの説明と同じです。よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車(2.3 m %))を起立により採決します。議案第50号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第50号、財産の取得について(ホイールローダー除雪車(2.3m級))は 原案のとおり可決しました。

日程第 11. 議案第 51 号

○矢立孝彦議長

日程第 11、議案第 51 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 3 号)を議題とします。追加説明があれば受けます。総務課、三井主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは議案第 51 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 3,565 万 4 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 88 億 1,418 万 1 千円と定めるものでございます。続く第 2 条は地方債の補正でございます。恐れ入ります、1 枚めくっていただきまして、資料 1 ページの第 1 表をご覧くださいませ。まず今回の補正につきましては、コロナの追加対策、さらにはそのコロナを踏まえた経済再生、さらに学校の I C T の充実、さらにはコロナの影響によって事業イベントが中止されたものの減額、その他職員給与の減額等がございますけども、それらについての歳入でございますけども、国庫支出金としまして、1 億 2,195 万円のほか、県支出金として 1,536 万 4 千円を計上する一方、基金繰入金による繰入金では先に 4 月補正におきましてご審議いただきまして、先行的に対応させていただきました事業費の財源について、今回の補正に基づく国庫補助金等を充当措置させていただきますので、具体的には財政調整基金及び過疎地域自立促進特別対策基金でございますけども、それらの繰入金を合計

2,308 万 2 千円ほど減額させていただきます。その他諸収入及び町債についてはこの表にお示しする所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。恐れ入ります、1 枚めくっていただきます。2 ページの歳出でございますが、上から議会費、総務費、民生費、衛生費等々ご覧のとおりの費目について、所要額をそれぞれ補正するものでございます。なお今回の歳出の補正につきましては、本年 4 月 1 日の人事異動に伴う職員給与費の補正分が議会費や総務費、民生費などに含まれているところでございますのでよろしくお願いします。続いて 4 ページをご覧くださいませ。第 2 表の地方債の補正でございます。今回の補正におきましては、地方債の補正に関わるものは町道の整備事業と橋梁施設改良事業に関係するものでございまして、この表の一覧のとおり公共事業等債、さらには防災減災国土強靭化緊急対策事業債、そして過疎対策事業債の限度額をそれぞれこの表に記載しているとおり増額させて対応させていただくものでございます。地方債の補正の関係は以上です。それでは第 1 条の歳入歳出予算の補正につきまして、先ほど申し上げました、職員給与費関係部分を除いて担当課からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは担当所管より順次説明を申し上げます。事項別明細書の歳出の 15 ページをご覧ください。中段にございます人事管理事業、報償費 90 万円を計上させていただいております。こちらの予算に関しましては、先駆者を招いた職員研修を行うというふうに考えとるものでございまして、今回町長が新町長となられたことに伴いまして、指示があり、予算計上をさせていただくものでございます。少し飛びますが、27 ページをお開きください。中段になりますけれども、消防費、非常備消防運営事業で 450万6千円を減額とさせていただいております。本年度予定しておりました消防団の訓練と、これは 9月までのものでございますけれども、コロナウイルス感染症対策のために中止になったことに伴い減額をさせていただくものでございます。総務課は以上です。

○矢立孝彦議長

地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

議案書 15 ページ、地域づくり事業、委託料を 200 万円、これを増額いたしまして、次の議案書 17 ページの上段にあります交付金 200 万円を減額する予算の組替えをお願いするものでございます。令和元年8月の棚田地域振興法の施行を受け、今年度、棚田保全、棚田地域の振興に取り組む、井仁、津浪地域に対し自然、特産品、文化財、棚田等の地域資源の実態調査や地図作成等に関する業務を町と地域、組織とで業務委託を契約を締結しまして、業務に要する経費を委託料として支払うこととするものでございます。地域づくり課分については以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

企画課の補正予算の説明をさせていただきます。16、17 ページをご覧ください。一番上の2款、総務 費、2項、企画費でございます。まず加計高校を育てる会支援事業の負担金補助及び交付金10万円を 増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、緊急事態宣言が発表され、県外の生徒も 一時帰省をしておりましたが、学校再開にあたって、緊急事態宣言が継続している区域から既往する際 に、寮に帰ってくる際に、感染リスク軽減を図るため、念のため、直接寮には帰さず、いったん町内の 宿泊施設の個室に宿泊し、健康観察を行うこととしました。その宿泊費、食費等につきまして加計高校 を育てる会をとおして補助することとしたものでございます。こちらにつきましては国の地方創生臨時 交付金を充当することとしております。続きまして、町、人、仕事、創生事業でございます。1,950 万、 負担金補助及び交付金を計上させていただいております。こちらにつきましては 3 項目の事業を実施す ることとしております。まず 1 項目目は安心、安全、おもてなし向上事業といたしまして、町内の事業 者に感染症の対策への取組みを促し、取組み基準を満たしている事業者には認定を行うなど、こちらの 取組みを行います。こちらの予算が 850 万円でございます。2 項目目です、関係人口創出拡大事業とい たしまして、国が実施するGo toトラベル事業など活用し、来訪いただいたお客様を一過性に終わら せることなく、リピーターとして繰り返して来訪していただけるよう、顧客データベースの構築を中心 とした取組みを行います。こちらの予算額が 600 万円でございます。3 項目目でございます。このコロ ナ禍で一般的な働き方となったリモートワークや余暇を過ごしながらも仕事にも対応するといったワー

ケーションといった働き方、こちらを本町でも提案、情報発信し、サテライトオフィスの企業誘致、あるいは定住につなげていく取組みを新たなワークスタイル推進事業として推進してまいります。こちらの予算額を 500 万円計上させていただいております。いずれも財源は地方創生臨時交付金を充当することとしております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから 2 点ございます。まず 17 ページをご覧ください。一番下の戸籍住民基本台帳管理事業委託料 950 万 6 千円の増額をお願いするものでございます。マイナンバーカード、そして公的個人認証は住民票を基本にした制度でございます。そのため、国外転出時に利用ができなくなります。これを受けまして、国外転出時にも利用可能な戸籍の附票を利用して国外転出者にもカードや公的個人認証を利用が可能とする法整備がされましたので、これを実施するためのシステムの改修を行うものでございます。当初予算時にですね、仕様のほうが示されておりませんでしたので補正のお願いをするものでございます。財源につきましては、恐れ入ります 9 ページ、一番上の社会保障・税番号制度システム整備補助金、711 万 6 千円を見込んでおります。こちらは人口規模に応じた交付額となっております。

次に 2 点目でございます。20 ページ、21 ページでございます。下から 2 番目でございます。病院事業会計補助金 162 万5千円の増額をお願いするものでございます。安芸太田病院におけます新型コロナウイルス感染拡大防止、及び医療提供体制の整備時実施にかかる経費を補助するものでございます。こちらの財源でございますが、9 ページをご覧ください。下から 2 番目でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 156 万 6 千円を見込んでいるものでございます。私のほうから以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課、園田課長。

○園田哲也児童育成課長

今回の補正で児童育成課からの補正をあげているものをお願いするものでございます。19 ページをご 覧いただければと思います。児童手当給付事業、40万1千円でございます。これにつきましては児童手 当システムのマイナンバー連携、年金等の連携をかけるために、システム改修が必要となります。その ためのシステム改修費として 40 万 1 千円をあげるものでございます。なおこの 3 分の 2 につきまして は、国庫補助金について充当するものでございます。続いて中段の子育て支援センター運営事業といた しまして、208 万1千円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、4月1日以降で すね、パートタイムの会計年度任用職員、1名を配置することが必要となったために、報酬、職員手当、 また通勤等における旅費をあげるものでございます。続きまして児童センターの運営事業でございます。 総額 163 万円の補正をお願いするものでございますが、これにつきましては、コロナウイルス対策にお きまして、放課後児童クラブ、加計、筒賀の放課後児童クラブの一日開所、4月の補正で5月の連休明 けまでのものはお願いしていたものでございますが、それ以降、学校の休校が延長ということに伴いま して、必要となった報酬 63 万円をお願いしております。これにつきましては国 3 分の 1、県 3 分の 1 の 補助金が充当を予定をしております。続きまして需用費、備品購入費でありますけど、これはコロナ感 染症の対応といたしまして、マスク、消毒液、備品等を放課後児童クラブ 2 カ所に購入するものでござ います。これにつきましては 10 分の 10 を国庫補助金を充当するものとしております。以上でございま す。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

それでは福祉課のほうから説明をさせていただきます。21 ページのほう、お開きください。児童扶養手当給付事業 238 万円の増としております。これにつきましてはコロナウイルス感染症の追加対応ということで低所得のひとり親世帯を対象にコロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加、または収入減少に対する臨時的な支援ということで国の事業の増額分でございます。これにつきましては、国のほうから 10 分の 10 の補助をいただいて実施するものです。福祉課からは以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課栗栖浩司課長。

○栗栖浩司産業振興課長

失礼します。23 ページの農林水産業費の林業費の森林経営管理事業について説明させていただきます。この補正は森林環境譲与税にかかる林家の意向調査等にかかる費用として計上させていただきました。報酬は意向調査のデータ取りまとめのための臨時的な職員の採用と、それに伴う旅費、それと需用費は調査票の作成等として70万4千円、役務費は郵送料として77万7千円、計上させていただきました。財源となります森林環境譲与税の基金積み立ての部分を減額させていただきまして、この財源に充てるようにしております。以上です。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

それでは次ページ、24、25 ページをお願い致します。商工観光課関連ですが、まず商工会育成事業でございます。負担金補助交付金の 14 万 1 千円の減でございます。まず内訳でございますが、これまでに中止となりました龍頭峡まつりの中止による減が 51 万 5 千円、追加でございますが、プレミアム商品券発行事業の補助金につきまして 37 万 4 千円の増額をお願いするものです。このプレミアムに関しましては例年の商品券につきまして、購入した商店等が実際に商品券から換金をする際に 1%負担をされとります。コロナの影響等によりまして、売り上げ減収を考慮し、当年度に限り間接補助するものでございます。続きまして、中小企業支援事業でございます。負担金補助交付金が 700 万円の増額でございます。これにつきましては広島県の休業要請に伴う連休前後の感染拡大防止協力支援金の安芸太田町負担金としまして、県から示された 3 分の 1 相当の額でございます。現時点で 39 件の申請がある状況です。続きましてがんばるビジネス応援補助金 37 万 4 千円の増額でございます。昨年度までは審査会メンバーが町内の職員、委員のみでしたのが、町外委員として 3 名を追加をお願いするものでございます。そのため謝金と費用弁償を増額させていただきます。続きまして観光宣伝事業 29 万 6 千円の減額でございます。中止になりました山焼きに係る諸経費等の減です。次の下段、観光団体育成事業 229 万 1 千円の減も同等でございまして関連しました決定分の 7 つのイベントの補助金の減でございます。商工観光課以上でございます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼します。建設課、補正の説明をさせていただきます。歳出のページ、26、27 ページをご覧ください。上段でございます。県道維持事業、まず需用費の修繕料でございますが、年度当初年間維持契約までは時間を要するため、維持カ所が発生した場合は修繕により早期対応する必要がありましたが、発生がなかったため、修繕料から工事請負費へ 100 万円の予算組換えをお願いします。それと工事請負費ですが、昨年並みの予算計上としておりましたが、想定以上の予算内容をいただきました。工事請負費 1,430 万円の増額をお願いするものです。財源といたしましては、県道改良維持事業負担金委託金といたしまして 1,330 万円となります。続きましてその下です。町道整備事業、こちら工事請負費を要望しておりましたが、こちらも内示より多くいただだきました。2,700 万円の増額をお願いするものです。箇所といたしましては、町道出口よこやま線の法面対策工事となります。財源といたしましては、社会資本整備総合交付金の1,227 万円、道路橋梁債 840 万円となります。続きまして、その下です。橋梁施設改良事業、委託料と工事請負費ですが、こちらも要望した額より多く内示をいただきました。委託料280 万円、工事請負費 2,820 万円の増額をお願いするものです。財源といたしましては、こちらも社会資本整備総合交付金1,812 万8千円、道路橋梁債 129 万円となります。建設課からは以上です。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

それでは28、29ページをご覧ください。教育委員会事務局運営事業、3,193万6千円の内訳でございます。役務費として227万2千円、それから委託料の229万7千円、備品費2,736万7千円のうちの備品費にあたる41万7千円、ここにつきましては、コロナ禍における中学3年生の学習補償対策としているものでございます。役務費につきましてはこの予算がとおりましたあと、6月から来年3月までのスマホを借りる回線利用料としております。それから委託費の229万7千円につきましては、今回うちにありますタブレットが、このタブレットを自宅に持ち帰ってという設定をこのスマホとの設定等併せまして、授業支援システムもいれますので、その委託費用を229万7千円あげております。ルーター代わりにしますスマートフォンの購入としましては41万7千円でございます。備品費のそのあとの差し

引きました 2,695 万円につきましては、一人一台端末をGIGAスクール構想によって整備するもので、 台数としまして 245 台分の小学校 3 年生から中学生までの台数としております。これにつきまして、 245 台のうちの 202 台分が国の国庫補助、1 台 4 万 5 千円にあたるもので 913 万円の国庫補助をみてお ります。それで小学校 3 年生以外の小学 1、2 年生については平成 30 年度に整備しましたタブレット等 を活用してまいる予定にしております。続きまして小学校費のほうでございます。小学校管理事業の使 用料及び賃借料の333万1千円でございます。これは下の中学校費の使用料賃借料とあわせてご説明し ます。中学校の使用料賃借料について 46 万 9 千円あげておりますが、ここにつきまして、この 6 月 1 日から学校を再開しました 3 週間ほどの間、スクールバスの密を避けるための 2 台分の配車、増便分に ついてお願いするものでございます。それから小学校につきまして、もう 1 点、T授業と言いまして、 7月13日から7月30日までの間、安芸太田中校区、上殿、筒賀、戸河内の小学校の単式授業による学 習指導の効率化とこの3校の児童の学びあいといったものをですね、夏場の暑さ対策としまして、空調 設備のある筒賀小、戸河内小を会場に行う授業のための児童の輸送手段としてのバスを見込んでおりま す。それから次の、「山、海、島」体験活動推進事業のマイナス28万円の減でございますが、これは 毎年3泊4日で小学校5年生が江田島で行きますが、今回のコロナ禍によりまして、この事業を中止し ましたので減とするものでございます。来年度のことになりますが、来年にはコロナのこういった状況 がなければこの5年生とそれから次の新5年生を合わせた形でまた予算化をお願いしたいと思っており ます。それから次のページの32、33ページをご覧ください。これは共同調理場のほうになります。今 回 3 月に国の要請によりまして、学校のほうが臨時休校に入りましたことによって、これの牛乳の配送 とかパンの人件費部分といったものに対する費用を国が補助をするもので、実際には全国の学校給食連 合会がとりまとめて文科省へ補助申請をしておるもので、うちとしまして違約金という形になるんです けれども、16万4千円の支出をするものでございます。それに対して国のほうから4分の3補助を受け るものでございます。残りの4分の1につきましては特別交付税措置というような形になっております。 以上でございます。

○矢立孝彦議長

教育委員会生涯学習課金升課長。

○金升龍也生涯学習課長

失礼します。10 款の教育費、社会教育費のほうを説明させていただきます。議案の 30、31 ページをお開きください。まず生涯学習推進費の報酬ですが、放課後子ども教室のスタッフの報酬です。休校がですね、5 月いっぱいの休校、6 月第 1 週の下校時間繰り上げにより、放課後子ども教室のスタッフの配置を行ったものです。4 月の臨時議会の補正予算におきましては、4 月 15 日からゴールデンウィーク明けを予算計上したところでございます。6 月補正におきましては、5 月の 7 日から 6 月 7 日までの平日の 22 日間、夏季休業が短縮しましたから、その 10 日分を差し引き、合計 12 日間分のスタッフの報酬を要求するものです。修道放課後、戸河内放課後の 2 カ所について計算をし、39 万 9 千円となっております。財源内訳ですが、県費補助金ですが、10 ページに 18 万 9 千円を見込んでおります。続きまして保健体育費、保健体育総務管理事業です。東京オリンピック、パラリンピックが来年に延期されたことに伴いましてメキシコのライフルの選手団の事前合宿が中止になりました。これが 815 万 4 千円の減額です。高等学校のライフル選手権大会も中止になりましたので、130 万円の減額をお願いするものです。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。しばらく休憩します。

(休憩 午前11時29分) (再開 午前11時37分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

先ほどの説明で、私この補正対応の要旨、不思議に思っていたんですがね、コロナ対応で生徒の千葉の生徒が一週間ほどグリーンスパに宿泊したということなんですが、寮生、県外の人間、まだ居りますよね、その対応はどうなったんですかね。要するに、千葉から帰ってきて、一週間ほど隔離言うたらお

かしいんですが、そういった意味合いで1名あった、しかし大阪とかいろいろな所から生徒が集まっておられる、その対応はどういうふうにされたんですか。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

寮生の対応でございますが、6月1日から学校が再開をします。その1週間前に6月1日に登校したいときには、その1週間前までに本町に戻ってきてほしいと、その時にはただし戻ってきてから1週間は町内のそういうグリーンスパの部屋で過ごしてほしいと、それ以外の子どもは6月1日から必ずしも学校に行かないということで、特別警戒地域が解除になってから移動したということで、するということで、その後、1週間の健康観察を自宅のほうで行うということで、その健康観察を行って異常がなかったら寮に入ってもよろしいという取り扱いにしたため、グリーンスパを利用したのは千葉から来られた子どもさんだけということになります。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

はい、よく分かりました。それとですね、先ほど学校教育課長のほうで、江田島の件ですね、これー 応中止になって、来年もし緩和したら、5、6 年生で行くって言われましたよね、それはそれでいいんで すけども、修学旅行、今後、修学旅行なんかなってくると思うんですが、修学旅行、今の全国的にも中 学何年生が行かれなくなるとか、小学生とか問題になってますよね、これは今後どのような対応をされるわけですか。

○矢立孝彦議長

教育委員会、二見教育長。

○二見吉康教育委員会教育長

修学旅行についてのお尋ねでございます。まず小学校は5月に行く予定で、しかも方面は兵庫県を一応場所として定めておりましたが、コロナ禍の中ではですね、変更せざるを得ないという事で、当面同じ方面を設定して11月末に今移動しております。いわゆる延期でございます。また近づきまして次の判断をする必要があるかもわかりません。中学校につきましては12月初旬に東京ということで設定しておりましたが、ご案内のように大変厳しい状況ございますので、行き先を九州に変更すると、しかもこの時点でございますので、同じ時期が設定できませんので、年を越しまして1月ないしは2月初旬あたりで九州のできるだけ南のほうで検討、今してるとこで、これは変更するというところで今準備をしているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今、変更ということではありますが、おそらくこのコロナ問題は年内には収束するものではないと私は思ってるわけですね、今後これは、例えば中止とかいった場合にはどういうふうな、例えば全国的にどこも今はコロナ流行ってるんですけど、岩手県なんかはまだゼロということではありますがね、結局今東京方面から九州方面とか、いろいろあるわけですが、これ収束状態に至らんかった場合はどのようにお考えですか。来年、例えば来年度、年が変わって5年生と今何年生が行くんか、2年生ですかね、行ってるのは。一緒に、先ほどの江田島のように一緒になってやるのかどうかを、そこのへんを。

○矢立孝彦議長

二見教育長。

○二見吉康教育委員会教育長

小学校につきましては6年生でございますので、これが実施できない場合にはですね、いわゆる行けないということになりますので、なんとしてもですね、場所あるいは時期を変更してでも3密を避け、安全を確保する形で最後まで実施の模索をしていきたいと思ってます。中学校につきましては2年生でございますので、これは最悪、年度内にできないとしても、来年の5月、6月あたりがタイムリミットになろうと思いますけども、3年生、義務教育最後の旅行でございますので、これもぎりぎりまで実施の方向を模索しながら、何としても行かせてやりたいということで学校の方も考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。10番、吉見議員。

○吉見茂議員

予算資料の5のほうの表でちょっと説明をいただきたいと思うんですが、この長い表の5ですが、資料5で、職員給与費のとこを見させてもらうと給料でマイナス 493 万 4 千円、職員手当など 507 万 5 千円、共済費がマイナスの1 4 万 1 千円、トータルでプラマイゼロになると思いますが、給与費については3月の予算の時に概算でたぶん人数をはって予算をされとると思いますが、この4月に異動とか職員の変更とかがあって、今回の補正されたと思いますが、トータルでゼロというのはいいんですが、給与費が 500 万ぐらい少なくて、手当のほうが同じ額ぐらい少ないというようなことなんですが、そこらへんについてご説明のほう、よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。これは通年行っております4月定例人事におけます給与の予算の組替えということでございます。6月定例議会でですね、本来補正予算を行うといったことは、これは議会との信頼関係の中で金額を変えずに組替えをするといったことを引き継ぎを受けておるような状況でございます。そうした中でですね、実際にはやっぱり積み上げますとここの部分につきましては、上限、本来であれば出てくる部分ございます。当初の計画で申しますと、例えば今回、新採職員を予定しておりましたけれども、一人採用前にですね、辞退されるといった事柄もございました。そういったことも勘案はしてるんですけれども、差し引きで補正額はゼロ額になるようにということで調整をさせていただいております。その中での調整だというふうに受け止めていただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

今の説明で、その採用しようとした職員さんの関係での、その給与費のマイナスと手当のプラスというのはどういう形になりますか。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

いわゆる手当のほうの増額といったところでございます。考え方といたしましては、やはり今回、本来であればですね、この職員が完全に一人減っていれば減額ということで申し送りをさせていただくのが本来筋でございますけれども、今年度ですね、やはりコロナウイルス対策等々の事務も膨大な量になってきております。したがいまして手当のほうでちょっと額を増やさせていただき、プラスマイナスをゼロ額とさせていただきました。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

分かりました。実態の数字じゃなくって調整する、ゼロにするためのその手当を上げたという感じでよろしいんですか。

○矢立孝彦議長

他に。8番、角田議員。

○角田伸一議員

ページ 17 のほうでですね、企画費のまち・ひと・しごと創生事業なんですが、1,950 万円の補助金が計上されております。3 項目あったと思いますが、安心、安全、おもてなし向上支援などについては町内の事業者が実施すると、するものに対して補助するということでございましたが、関係人口創出拡大事業とワーケーション支援事業なんですが、これの事業実施主体はどうなるのかということですね、うかがいたいと思います。それと 23 ページのほうで林業振興費、森林経営管理事業なんですが、この予算組を見ますとこれは町が直接意向調査を実施するというような予算組みかと思いますが、この調査の実施の範囲とそれから調査の期間について教えていただきたいと思います。それと飛びまして 29 ページです。これは教育委員会のほうなんですが、教育委員会事務局運営事業費の中で説明がありました遠隔オンライン学習環境の整備事業のことで、中学校3年生がですね、タブレット、家のほうに持ち帰っ

て使用するというような説明がございました。そこで、ここで 32 名の生徒の家庭においてですね、すべてインターネットの環境が整っているのかどうかについてですね、お答えをいただきたいと思います。 〇矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。17 ページのまち・ひと・しごと創生事業のうちの関係人口創出拡大事業、ワーケーション支援事業でございます。こちらの事業主体は今のところ、地域商社安芸太田のほうを実施主体として考えております。その上の安心安全おもてなし向上支援につきましても、現在、商工会と地域商社、それから町の商工観光課、産業振興課、地域づくり課と連携をして、どういうふうに進めるかというのを、今打ち合わせを何回か繰り返しながら事業を進めております。そこで事業主体は地域商社が中心となって行うことによって、地域の事業者さんの支援をしていきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司課長

失礼します。意向調査の範囲ですが、一応全町内の森林を一度にやっていこうというふうに考えてます。対象隣家数が、これは名寄せ上ですが、3,600 人となっとります。ただこれはいろいろなのが一緒になっとりますので、一応分かっとるとこで言えば 3,600 前後になるだろうというふうに思っとります。対象山林の筆数が 26,700 筆になるんではないかとうふうに思っとります。時期ですが、今からこの予算がとおりましたら準備をさせていただきまして、9 月から順次関係林家のほうへですね、調査票を送らせていただき、その後返ってきたやつを取りまとめていくという形になると思います。ただ回収率というところがどこまで見込めるのかということは正直分かりませんので、返らないところについては、また督促、督促という言い方はおかしいですが、随時もう一度意向を聞いていくという繰り返しをずっとさせていただけたらというふうに考えております。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほどご質問のありました中学3年生32名のスマホと言いますか、Wi-Fiの環境の状況でございます が、4 月の当初に全小中学校の家庭を対象に各家庭の Wi-Fi の環境の調査を、アンケートを行いました。 全体で言いますと、約3割の家庭が Wi-Fi 環境がないという家庭でございました。そのうち今この該当 になる中学 3 年生 32 人の家庭がどうかというのは、今手持ちの資料がないので確かなことは言えない んですが、ただ中学3年生になると、今どきのご家庭ですので、スマホを持っている家庭が8割がたぐ らいありました。ただ今回、うちのほうでやりますこのタブレットを持って帰って、家でインターネッ トができるという環境にスマートフォンを選んでいるわけでございますが、これは Wi-Fi ルーターとし ての役割を持たすスマホでございまして、実際にこれにかかりますことが有害サイトなどに、子どもた ちが行かないように、そういったフィルタリングを行ったり、それからあと、スマホですが電話機能は 持たすような設定にはすることにはしておりません。あくまでもインターネットを介しての学習として 使えるような形でやることにしておるところでございます。それからあともう一つ、この各家庭での Wi-Fi と繋げるということにおきましては、学校にあるタブレットを持ち出しますので各家庭において その公用のタブレットをこのように設定してくださいというのを、いちいち 32 家庭に向けての設定の お願いとか不具合があったときに、私たちがその家庭に出向いて、その設定作業をするというのはとて も大変なことですので、学校にあるタブレットと Wi-Fi のルーターとしてのスマホを一体的なことで使 えるようにしたいなと思っているところでございます。それからもう一点、このスマホがインターネッ トを介してできます利点としましては、通話機能はないんですけれども、簡単に、インターネット上で すので、学校での万が一コロナ禍で休んだ時にはタブレットを立ち上げなくても、そのスマホで、学校 で、私は今元気です、熱はありません、といったような簡単なやりとりはできるようなことにはしよう としているところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

答弁をいただきました。まち・ひと・しごと創生事業の関係で、さっき事業主体について説明があったんですが、ワーケーション関係についての、ちょっと聞き漏らしたんかと思うんですが、あれも同じように地域商社が主体になってやるということでよろしいんでしょうか。それと森林経営管理事業、かなりの数量のですね、アンケート調査が実施をされるということに今計画をされとります。いろいろとですね、このアンケートがですね、各家庭にまわったときに、通常であっても、なかなか記入の仕方が分からないというのがですね、あってですね、なかなかその完全なものができてこないということが予想されるわけです。そうした場合に各家庭、ある程度の範囲でですね、この記入の説明をする方法とかですね、こう分かり易い方法をとらんとですね、あと回収しても、またもう一回書いてくださいというようなことがですね、起きるんじゃないかと思うわけなんです。このあたりどのように考えておられますか。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

失礼します。ご指摘のとおりですね、なかなか返ってこない可能性というのは私たちも考えております。まずその対策としまして、アンケートを1枚ものにしないで3部の複写にして作りまして、一部は当然私どものほうに残しておいて、あと2部を送る、1部は本人さんが控えてもらって1部だけ返してもらうと。やっぱり複写にすると割と回収、何度も率が良くなるということと、もう一つは同じ紙をもってですね、連絡があって、電話なんかがあってもですね、同じ紙をもって説明できますので、そういう形で複写にして意向調査をしたいというふうに、一つ思っております。それともう一つは9月から発送したいというふうに考えてますが、ひと月くらい経った時点でですね、返ってこないというところを重点的にですね、やはり先ほどありましたような、説明とかですね、そのようなことをその状態を見ながらですね、やってくような計画でやってきたいと。ただこれが、今年度だけでできるような調査ではないという可能性もありますので、ちょっと息が長く、できるだけ回収率を上げていくようにという形でですね、皆さんのほうにですね、周知しながらやっていけたらというふうに思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

この意向調査、森林経営管理事業ではですね、やはり確認をしたい部分は、経営意欲があるかないかということをですね、確認することが一番だと思うわけなんですが、この度思っておられる、そのアンケートの中ですね、確認事項についてはこの経営意欲があるかないかということだけなのか、それとも将来にわたって自分の持っている森林についてはですね、誰かに譲りたいとか、そうような意向があるか、ちょっと他のこともですね、合わせて聞いておくほうがいいのかなと思うわけなんですが、このあたりどうでしょうか。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい。調査はですね、できるだけ簡単にするほうが答えやすいんではありますが、それではいかないんで、今言われたような、まず経営する意向、それとか後は本人がですね、例えばはっきり経営意識がある方で間伐をしたりとかそういうような意向があれば当然書いてもらうようにしますし、そうでなくて、先ほど言われましたように、今後、もう山の実態すら分からないとかですね、そういう方も当然でてくると思いますので、そういうことをですね、できるだけ細かく情報が収集できるような方向でですね、やっていきたいというふうには考えてます。ただあんまり複雑になるとその書き込むのが嫌になって返ってこないんでは困るんで、そこらあたりをどのあたりまでするかということは今検討しとるとこでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

すみません、昼のチャイムが鳴っとりますが、ちょっと聞かせてください。まず1点、15ページのさっきの人事管理事業、これ報償費、職員研修ということでお聞きをしました。その前にですね、今回、補正予算のこの対応表、これは大変分かり易い。これは大正解でございますんで、私はですよ、これで

ものすごい数字が拾える、ありがとうございます、お礼を言っておきます。できれば引き続きですね、 次回からも、こういうものを出していただくと質問もしやすいし、分かりやすい、説明を受けても、い うことを申し添えておきます。

まず今の職員研修ですが、これ、ここに書いてありますが、6回、東京6回とか書いてあるんですが、 これは職員研修の内容、どういうことを主体に研修をされようとしとるのか、そのことと、これ6回い うことになると、単純に東京からおいでいただくいうことになると、90万、15万、1回。で、その 講師の方も含めてどういうようなことを考えられておられるのか、そのあたりを1点目。でもう1点は ここに3番目に、これ表からいきます。3番目に書いてある、皆さん持っとってんかどうかちょっとあ れなんですが、いわゆるコロナウイルスの影響で事業中止、減額になっとる、減額になる分はもう決定 しとるから問題ないんでしょうが、この減額については 100%減額をしてあるのかどうか、予算に対し て。そこらあたり例えばいくらか残して減額、例えば例にとって悪いんですが、三段峡春祭りとかイベ ント等の補助券、これは例えば50万予定をしとったものを丸々50万減額してあるのか、それともい くらか保険いうことはないんですが、何か残すことを考えられとるんかいうことになると、今、じゃあ、 今度8月のとごうち祭り、しわいマラソン、10月ですか、深入のウォーキング等がもう中止というよ うなことで報道をされとりますが、そこらあたりの対応も含めて。それとこれもおそらくいくらか残し てあると思うんですが、さっきもちょっと休憩の時、話したんですが、高校のライフル等はですね、今 いわゆる全国でなしに、ライフルに限らず、野球なんかもそうなんですが、小さい、中国地方の大会と か、小さい大会を計画されとるいうようなことがあるんで、これ全額おそらく減額されとるんではない でしょうが、もし減額、全額であればですね、また補正をかけにゃいけんようなる、いうようなことが あるんで、そこらあたりの考えをちょっとお聞きさせていただければと思います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あの、職員の研修についてご質問いただきました。まさに今回当選をさせていただいて、施策の方針 については所信表明でもお話をさせていただきましたけれども、その所信表明につきまして、職員にも 周知、徹底を図っていきたいということでございますが、もちろんそれは私自身がそういった話をする ことではございますけれども、一方で各専門家のほうからも改めてそういった話をさせていただくこと によって、職員の意識のさらなる周知徹底図っていきたい、あるいはまた今考えておりますのは、研修 についてはですね、職員のみならず、一般の町民の皆さまにも公開する形で進めさせていただきたいと 思っとりますが、そういう意味で職員のみならず町民の皆さまにも、そういった考え方についてご理解 をしていただく、その機会を作らせていただきたいという思いで、組まさせていただいております。な おそういった意味では、今後また具体的な中身についてもさらなる検討を図っていきたいと思っており ますが、例えば一番最初につきましてはですね、私の想いとしては一般質問の中でも話をさせていただ きました里山資本主義、今全国的にも注目を集めておりますけれども、その薬谷浩介様のほうから、新 たな里山資本主義の進化についてもいろいろと今情報発信をされておられます。そういった方について お越しをいただく、あるいは従前よりこの町にはご指導に来ていただいておりますけれども、山口のフ ジヤマ先生、さらにはまた今回の質問の中でもいくつか取り上げていただきました森のようちえんです ね、そういった新しい教育方針についても先生に来ていただいて皆さんにご理解をいただきたいなとい うことも考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

ご質問のありましたイベントの補助金、率の関係です。一応各団体、実行委員会に確認をしまして、従前、例えば突然台風で中止とかいうこともありますので、その従前の準備金があるかどうか、広報費含めてですね、そこの確認を行いました。7 イベントにつきましては、すべての準備云々がないということで全額を、減額をしております。ただ申しましたように現時点での中止でございまして、まだ実行委員会で決定がない部分、それから当初予算で説明させていただきました。イベント総価、総価の中のバス代とかガードマン、そういった部分に関してはまだ精査できておりませんので、そこは残ってる状態です。以上です。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほどご質問のありました③番のコロナウイルスによる中止の中の学校教育課の山海島の体験でございますが、これはもう中止ということで全額減にしておるところでございます。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○金升龍也生涯学習課長

先ほどは説明不足で申し訳ありませんでした。まずメキシコ選手団の事前合宿につきまして、来年度は合宿があるだろうという想定でですね、今年度の2月、3月中に選手団の受け入れの手続きのために結構な労力が必要になってきます。銃の持ち込みであるとか、宿の手配であるとか、そういった費用に100万円の予算を残しております。で、全国高等学校ライフル選手権につきまして、先ほどもご指摘いただいたとおり、中国大会ぐらいをですね、できるような予算、100万円を残しております。ただ今の所、ライフル協会であるとか、高等学校の組織からの打診とかいうのはまだ受けておりません。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、ありがとうございました。説明をお受けいたしました。で、さっきのあれなんですが、森林環境税のぶんで意向調査もやるべきだとは思うんですが、前にも私、一般質問でですね、質問させていただいたときに、ちょっと述べさせていただいたんですが、一応このほうで当時質問したときには先駆的では三次市であったんですが、そこがやられたときに、3割ぐらいしか返ってきてないんですよ、出されたの、それは一地域に限って出された。安芸太田町はさっきお聞きしたら全町でやろうとされとるが、一地域でやってその程度しか返ってきてない。で、何が原因ですかと言ったら、やっぱり周知不足、内容不足、内容不足というのは中身がよく理解できないというのが多かったように私、記憶しております。で、せっかくこの度、新町長が7月以降地域の懇談会を予定されておるんだから、その場でですね、来られた方に対してでも説明もできますし、そういう機会を使ってやらんと、ただ送って返してくださいじゃあ、5割ぐらい返ってきたら大変じゃろうと思う。返ってくることを考えれば。そこらあたりはよく考えてですね、対応していただきたいと思います。これは結構です。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

いくつかあるんですが、一度に言っても構いませんでしょうか。一つはこの度のコロナ感染症対策についてですが、前2回の臨時議会と今回の定例議会で、先ほど言われましたようにいろいろな施策が出されましたが、できればその面倒ではありましょうが、全部のトータルの国、県の補助とか町単独の財源からどれだけ出したとかそれぞれの施策がね、上書きでどんどんしてもらったら、児童部分とか観光部分はここまで対策されてるんだなというふうなんが分かるかなと思います。特に国から補助金が入る前に前倒しで町の、から出してまた削減とかいって変動がありますので、そのへんもトータルどうだったのかっていうのをね、出していただければより分かりやすいと思います。

内容に入ります。15 ページの一番下のほう、地域づくり事業の委託料、負担金補助金、交付金から委託料へ組替え、金額は変わらず組替えということですが、この組替えの意味というか、意義というか、なぜ組替えたほうが良かったのかということが一つ。それから特別定額給付金事業が着々と進んでるということで、安芸太田町は小さい町なので、よそへ委託して、その準備をね、委託するっていうことはなかったと思うんで、この庁内でされたと思うんですが、最初予算化されとった準備に係る費用が、それで十分足りたのかどうかっていうこと。それから学校についてなんですが、授業の遅れ、それから暑さ対策ということで戸小と筒賀小に分かれて、3校が一緒にということですけど、その体制ですよね、こまかい話ですけど、机とか椅子とか諸々の体制はどうなのかということと、それから根本的に上殿小学校はエアコン、空調施設がなくって、暑さ対策がこれまでもできてなかったというのがあるんですね、お盆以降はそれぞれの学校で授業になるとは思うんですが、やはりお盆以降でも暑い、9月に入っても暑いと思うんですね、上殿小学校の暑さ対策っていうのはどうされるのかということと、それからこの34 ページです。ここに一般職の表をつけてもらってると思うんですけど、総括があって、あと会計年度任用職員以外と会計年度職員と分けてそれぞれ書いていただいてるんですが、職員数が会計年度任用職員以外の職員が現在145名ということですよね、上の総括の145になって、会計年度任用職員が22な

んですが、ちょっとこの見方がよく分からなくて、ちょっとそれを説明をお願いします。それからここに載せられている、イで載せられている会計年度任用職員はフルタイムだと思うんですね、パートタイムの人数が現在どれくらいなのかということと、ごめんなさいね、たくさんあってすみませんが、フルタイムは期末勤勉両方、期末勤勉手当ということで出ているのかということ。それから社会保障、共済制度には入れないんですが、社会保険にたぶん入るようになると思うんですが、その辺はどうなってるのかということをお聞きします。

○矢立孝彦議長

地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

議案書の15ページの下段にあります地域づくり事業、委託料への予算の組替えの内容でございますが、当初令和2年度予算編成するときにですね、この事業、交付金事業という形で、交付金として予算を計上させていただきました。実際この事業につきましては、事業主体は安芸太田町になりますが、この実際、内容は地域が取り組む事業という形の部分でございまして、この部分を業務として委託するという形の部分でこの交付金がその対象経費、対象補助事業が業務費という形の部分として整理されたものですから、今回交付金から委託料として実際、この棚田地域に係ります取組みに対して業務委託料として支払いをするものとして予算の組替えをさせていただいたものです。以上で終わります。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

特別定額給付金、今回の補正の中での話ではないのかと思いますけれども、国から受けた金額についての不足がないかというお話で頂戴いたしました。この部分につきましては、町民さんに全てお配りする、いわゆる給付金に当たる金額、6億何がしかあったと思いますけれども、こちらの金額については、基準日をもって充てておりますのでここは、まったく不足というものは出てこないというふうに考えております。一方で事務経費でございますけれども、こちらに関しましては、やはりかなり私ども職員直営でやったというところがございますけれども、今、まだ途中進行状況でございますんで、確定値ではございませんけれども、かなりやはり金額としては余るという言い方をしたほうがよろしいんでしょうか、お返しすることになろうかというふうに考えております。それから会計年度の部分について、ご質問がありました。34ページの会計年度任用職員のところでございましょうかね。ここの部分につきましては、基本的にフルタイムという考え方で出させていただいている部分でございまして、フルタイムの会計年度任用職員、お見込みのとおり、期末勤勉を出すというような流れでございます。一方、フルタイム以外の職員数というお話があったんですが、すみません、ちょっと手持ちに資料がございませんので、申し訳ありません、また後程よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

2点ほどご質問いただきました、この夏場のT授業についてでございますが、T授業については今回 が初めての事ではなくって、毎年学校のほうでは会場を戸河内小にしたり筒賀小にしたり、上殿小にし たりといったことで、子どもたちが集まっているということが過去の経験からもありますので、学校で 今使用している木製の机以外に昔のスチール製の机もあったりということで、学校のほうではそういっ た子どもの数は把握しておりますので、そういったことでもし足りないことであれば予備の机といった のを若干運び出すいうことがあるかもしれないなという思いでいます。昼からまたそれぞれ学校に戻り ますので、今ある机を持って行くということにしたら、またそれを移動しなければいけないということ がありますので、そういった意味からも先生方も含めて、子どもたちも通常のような形で、やらなけれ ばいけないみたいな形でのそういったものではなく、通常のT授業のような形でスムースに入れる形と いうことで考えております。それから上殿小学校の夏場について本当にご心配いただきありがとうござ います。上殿小学校につきましては、ご存知のように統合校にはなってるところもあるんですが、ただ ここは建物的に電源が供給が少ない所ですので、ちょっと空調の設備がこれまでできてないというとこ ろもあるんですが、そういったところでの暑さ対策としましては、網戸を設置したり、ということをし ております。それからあとは今回国のほうからもまたコロナ対策の感染症予防として昨日からそういっ た学校に対しての補助金といったメニューも出ておりますので、そういった中で学校のほうから扇風機 だとかそういったものが出れば、そういったことで対応が可能かなと。それからもう一つ、お盆明けに

学校が再開するんですけれども、ちょうど運動会を9月に予定しておりますので、ちょっとそういったことで教室を使ってずっと座っての授業というよりも、ちょっとそういった運動会の準備もしながら活動していくようなことも聞いておりますので、なるべく、児童含めまして上殿小学校の暑さ対策、こちらのほうも気を付けて、熱中症にもならないようにということで気を付けてまいりたいなと思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

会計年度任用職員、ごめんなさい、しつこくあれなんですけど、だから社会保険はもちろん入っているっていうことですね。パートタイムの人の人数は、またいつでもいいので教えてください。それと人数なんですが、だからいわゆる会計年度職員以外の職員が 145 でいいんですかね、ということが一つと、それからそうなんですよね、上殿小学校の暑さ対策っていうのは、ここ何年かのほんとに課題だったと思うんですね、でその課題がここ、このコロナ情勢でまた一段と浮かび上がったということだと思うんですけど、やっぱり最大限のその子どもたちの命と健康に関わることですので、最大限の措置をしていただきたいというふうに思っています。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

会計年度任用職員なんですけれども、おっしゃられたとおり社会保険で適用させていただいております。会計年度任用職員のうちですね、やはりパートタイム、これはかなり短い時間でお願いをしている方、それから今回のように特別給付金でですね、急遽お願いをして入っていただいた職員、様々ちょっとありましてですね、人数に関しましてはすみません、先ほどのとおり、ちょっと現状で資料がございませんので、また報告をさせていただきたいと思います。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

あのパートタイムの人の人数は今でなくて全然かまわないんですけど、だから会計年度職員以外の職員が、だからなんて言うんですかね、会計年度任用職員が22名ですよね、今、で1番の総括で145とあるので、これはじゃあその会計年度任用職員以外がここへあげてある。ちょっとね、ごめんなさい、その辺がちょっと理解ができなくって。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

人数も含めて後刻。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 51 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第 51 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 51 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 12. 議案第 52 号

○矢立孝彦議長

日程第 12、議案第 52 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。追加説明があれば受けます。住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

議案第52号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。この度の補正でございますが、職員給与費について、令和2年4月1日付け人事異動に伴う配属先の会計科目の組替えを行うものでございます。なお歳入、歳出予算のほうには変更がございません。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これか質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 52 号、令和 2 年度安芸太田町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を起立により採決します。議案第 52 号については、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第52号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。

日程第 13. 議案第 53 号

○矢立孝彦議長

日程第 13、議案第 53 号、令和 2 年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。 追加説明があれば受けます。病院事業、菅田事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

議案第 53 号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして説明をさせてい ただきます。今回の補正は新型コロナウイルス感染拡大防止に係る医療体制の整備でございまして、空 気清浄機、パーテンション、簡易テント等、発熱外来診療室等に設置をするため、第2条により業務の 予定料を 162 万 5 千円とさだめるものでございます。第 3 条につきましては、この 162 万 5 千円のうち の消費税分、14万8千円につきまして、処理を損益計算書で処理するため、第3条で補正をするもので ございます。第4条でございます、1枚めくっていただきまして、先ほどの 162 万 5 千円の備品の整備 でございますが、将来の設備の投資につきましては、この4条予算に計上し、貸借対照表に直接増減さ せるため、補正をするものでございます。第5条につきましては広島県新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援事業補助金ということで、156万6千円を町の一般会計を経由して病院事業に交付を受ける ものでございます。次 1 ページと書いてありますけど、説明資料でございます。1 ページにつきまして は実施計画書、横書きではございますが、款項目までつけておりまして、もう1枚めくっていただきま す。令和2年度予定キャシュフロー計算書では、先ほどの施設整備に係るものを含めまして資金期末残 高、一番最後の数字でございます。当初予算から反映をいたしまして7億8,389万9千円となるもので ございます。 3ページ、4ページにつきましては、予定貸借対照表を付けておりますが、機械備品のほ うが増えますので、資産の合計、3ページの合計と4ページの合計がそれぞれ35億3,894万4千円と なるものでございます。5ページ目、6ページ目、最後の6ページ目をお願いをいたします。4条予算、 資本的収入及び支出の欄の 162 万 5 千円の収入の内訳でございます。全額一般会計から繰り入れをする ものでございますが、一般会計負担金と国庫県補助金にそれぞれ分け、支出のほうについては機械備品 を購入として予算計上しております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、冨永議員。

○冨永豊議員

ちょっと1点だけね、教えていただきたいんです。どう見られとるかってことで。病院経営についての見方なんですけど、貸借対照表でいくと資産の部で35億ということでしたよね、それで負債が20億ぐらいでしたよね、途中のね、で、その差で見た時にこの病院経営っていうのはどういう見方で捉えら

れておるかいうことを 1 点、ということですね。あとキャッシュフローについても 7 億でなんですけど、この捉え方、いうのをどういうふうに見ておられるかっていうこと、これ 2 点についておたずねします。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

貸借対照表の見方でございますけど、流動資産、2にあります流動資産の合計、要は短期的に資金が必要かどうかといったところの合計。流動資産の合計、10 億 6, 177 万 4 千円、それと 4 ページ目の流動負債(1)、(2)、(3)、(4)、これは 1 年以内に資金が必要だといったところでこの差を見ますので、今で言うと安定した状態ということが、決算のときもそうなんですけど、そういうふうに報告をさせてもらいます。全体じゃなくて、一年以内に資金が必要か必要でないかということで判断を我々はしております。キャッシュフロー計算書でございますが、これ当初予算から反映してというふうに、私、説明をさせていただきました。なぜかというとまだ決算が確定をしてないといったところでございます。決算確定予定でございますけど、これはまだ確定してない数字で当初予算から積み上げてやってます。で、3 月 3 1 日、2 年 0 3 月 3 1 日 現在で 3 億円の現金預金が貯まりましたので、少し、特に安芸太田病院については 1 億 5 千万資金が貯まりましたので、少し安定したと、前年度よりかは安定したというふうなことが言えると思います。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 53 号、令和 2 年度安芸太田町病院 事業会計補正予算(第 2 号)を起立により採決します。議案第 53 号については、原案のとおり決定す ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第53号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。

日程第 14. 議案第 54 号

○矢立孝彦議長

日程第 14、議案第 54 号、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題 とします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第54号、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症対策に関して多額の財源が必要となったことから、厳しい財政状況を踏まえ、町長、副町長及び教育長の給料の額を減額することについて、特例条例を制定するものです。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、大江議員。 ○大江厚子議員

それぞれの割合で減じる、減額するということですけど、具体的な金額は、もし、これがとおったにして、具体的な金額いうのはどれぐらいの減額になるんでしょうか。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

すみません、それぞれの特別職は、金額が定まった金額でございまして、すみません、また計算して ご報告申し上げます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

具体的な金額を知りたかったんですけど、給与というのは保障されたもので、いろんなことがある度 にその減額ということではないと思うんですね。で、これまでにこういう事例があったのか、その今回 全国的にね、こういう特別職が減額されているので、それもあるのかなと思いますけど、やっぱりこれ 大切なことなので、しっかりとした根拠が必要だと思うんですね、今回あれをやったからまた次の災害 があった時に、またこれをっていう、どんどんいくっていうものでもないと思うんですけど、その辺の そのしっかりした根拠というか、をお聞かせください。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

ご質問いただきました。改めて今回は多額の財源を必要とすることから、財政状況を踏まえまして、 特別職につきましての減額のお願いをさせていただいております。根拠というお話もございました。事 例という意味ではですね、今回、特に広島県の場合、23 市町村、それから県も含めて 24 団体の首長ご ざいますけれども、そのうちの 21 団体については何等かのかたちで、こういう減額をとられている状 況でございます。そういった意味では私自身も本町におきましても、特に北広島町さんとも、また協議 をいろいろさせて頂く中でですね、減額という意味で、財源確保という意味では、それこそまだまだ足 りない部分もございますけれども、ある意味、今多くの町民の皆さん、厳しい状況の中で生活をされて るということもあって、それについての思いを同じくさせて頂くということもまた重要なことではない かと、私も思っておりますし、多くの首長さんがそういう思いで減額をされたことだと思っております。 そのことにつきましてですね、私自身も思いを一緒にさせて頂いて、今回減額のお願いをさせていただ いております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号、町長、副町長及び教育長の 給与の特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第 54 号については、原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 54 号、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につ いては原案のとおり可決しました。

日程第 15. 議案第 55 号

○矢立孝彦議長

日程第 15、議案第 55 号、工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地 区) 遠隔監視システム更新工事) を議題とします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町 長。

○橋本博明町長

議案第 55 号、工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地区)遠隔監視 システム更新工事)。水道遠隔監視システム更新の工事請負契約について、予定価格が 5,000 万円を超 えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定 に基づき、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長等から説明をさせていただきます。 ○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課から議案第 55 号、工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。議案をご 覧ください。次のとおり、工事請負契約の締結をしたいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及 び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。契約の目的、 安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地区)遠隔監視システム更新工事です。契約の方法、随意契約。契約の金額、4,407 万 1,500 円です。契約の相手方、愛知時計電機株式会社、広島営業所、所長、黒柳恭成となります。簡易水道の管理の一体化を目的にし、老朽化している、加計、筒賀地区の遠隔監視システムの更新をし、集中監視装置等の整備を行うものです。役場建設課へ監視システムの本体のパソコンを設置いたしまして、加計、筒賀支所担当職員や建設課職員はウェブ配信機能により、汎用パソコン、スマートフォン等により監視情報を確認することができます。水道の情報を監視することにより、安心した水を安定して供給することを目的としております。契約金額、4,407 万 1,500 円の財源内訳といたしまして、簡易水道等施設整備費国庫補助金として補助率 1/3 ですが、1,469 万円、過疎債 1,460 万円、公営企業債 1,460 万円を充てることとしております。以上で説明を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 55 号、工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地区)遠隔監視システム更新工事)を起立により採決します。 議案第 55 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 55 号、工事請負契約の締結について(安芸太田町簡易水道(加計地区・筒賀地区)遠隔監視システム更新工事)は原案のとおり可決しました。

日程第 16. 陳情第 2 号 日程第 17. 発議第 3 号

○矢立孝彦議長

日程第 16、陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、及び日程第 17、 発議第 3 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての 2 件を一括議題とします。審査を 付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。冨永豊総務常任委員長。

○冨永豊総務常任委員長

時間がせまった中で正面から失礼させていただきます。付託されました、総務委員会に付託されました陳情第2号について、審査報告をさせていただきます。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の要請に関する陳情書。提出者、安芸太田町職員労働組合、執行委員長、栩野賢二様。陳情の要旨といたしまして、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。他、9項目にわたって意見書を提出するようにしております。この意見書については別添につけております発議のところで、出しておりますので、あとお目を通しておいていただければというふうに思っております。審査結果といたしましては、人口減少著しい山村過疎地域の自治体は、自主財源が乏しい中で、住民の安全・安心の暮らしを確保するため、諸課題に取り組んでいるところであるが、近年多発する大規模災害への防災・減災事業等緊急対応や今回の新型コロナウイルス感染対策という新たな課題への対応など、より安定的な地方財源の確保が必要である。本町のように脆弱な財政基盤の下では住民の暮らしを守るため、施策展開には限界があり、国に対して地方財政の充実・強化を求める必要がある。よって採択といたしました。

次の発議 3 号につきましては、意見書の提出、別添しとりますけど、別添の最後のページで、提出先が載せとります。提出先といたしましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣地方創生規制改革担当・経済財政政策担当に意見書を提出するようにしております。この審査、採択しました。審議いただきまして議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、及び発議第 3 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての 2 件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第 2 号を採択し、発議第 3 号により意見書を提出しようとするものです。陳情第 2 号及び発議第 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、 及び発議第 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての 2 件は委員長の報告のとおり陳 情書を採択して、意見書を提出することに決定しました。

日程第18. 閉会中の継続審査について

○矢立孝彦議長

日程第 18、閉会中の継続審査について議題とします。産業建設常任委員会委員長から陳情第 3 号について、閉会中の継続審査をしたいとの申し出があります。お諮りします。陳情第 3 号について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って陳情第3号については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19. 閉会中の継続調査について

○矢立孝彦議長

日程第 19、閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会にあたって、橋本町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

改めまして令和2年度安芸太田町議会第6回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まずは今時定例会におきまして、議員の皆さまの慎重なるご審議を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げます。特に今時定例会におきましては、新型コロナウイルスの影響につきまして、多くの議員の皆さまからのご審議を頂戴いたしました。そういったご審議の内容をしっかりと受け止めさせていただきまして、コロナウイルスの感染症対策、あるいはまたコロナウイルスの影響からこの安芸太田町の経済の活性化に向けてですね、しっかりとご審議いただいた議案を適切に執行させていただきまして、対応させていただきたいと思っております。また今時定例会は私にとりましても初めての議会ということでございました。対応に不慣れな点もあったかと思いますけれども、改めてご審議いただきました皆さまのご意見、ご審議いただきました内容についてしっかりと受け止めさせていただきまして、これからも引き続き安芸太田町の活性化に向けて全力で頑張ってまいりたいと思っております。議員各位のご指導とご鞭撻を引き続きお願いをさせていただきまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和 2 年度第 6 回安芸太田町議会定例会を 閉会します。

○河野茂議会事務局長 ご起立願います。一同互礼。

午後0時51分 閉会